

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
か否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

ご注意ください！

この競売事件は、

広島地裁本庁で取り扱っています。

入札その他の手続の際には、必ず、

広島地方裁判所本庁の事件番号（「期間入札の公告」に記載してある事件番号）で行ってください。

入札手続等は、広島地方裁判所本庁の執行官が取り扱います。

入札書を誤って呉支部又は三次支部に提出すると、

無効になりますのでご注意ください。

★お問い合わせ先★

○ファイルについてのお問い合わせ

広島地方裁判所 本庁 民事第4部 不動産執行係

TEL (082) 502-1392

○入札手続についてのお問い合わせ

広島地方裁判所 本庁 執行官室

TEL (082) 228-0421 (代表)

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 8月 3日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 吉 田 智 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 8月19日 午前 9時00分から 令和 8年 8月25日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 8月28日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 9月17日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 9月 1日 午前 9時00分から 令和 8年 9月 1日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 8月 3日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 470, 000 1, 176, 000	一括	300, 000	38, 097	9, 654
1	640, 000				
2	830, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 呉市安浦町三津口三丁目 |
| | 地 番 | 2 3 2 1 番 7 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 5 . 7 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 呉市安浦町三津口三丁目 2 3 2 1 番地 7 6 |
| | 家屋 番号 | 2 3 2 1 番 7 6 |
| | 種 類 | 居宅・店舗 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 8 2 . 7 7 平方メートル
2 階 6 6 . 7 8 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年12月26日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 吉 田 智 美

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 呉市安浦町三津口三丁目 |
| | 地 番 | 2 3 2 1 番 7 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 5 . 7 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 呉市安浦町三津口三丁目 2 3 2 1 番地 7 6 |
| | 家屋 番号 | 2 3 2 1 番 7 6 |
| | 種 類 | 居宅・店舗 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 8 2 . 7 7 平方メートル
2 階 6 6 . 7 8 平方メートル |



令和 7 年(ㄱ)第 1 5 5 号
令和 7 年11月 6日受理
令和 7 年12月 **17** 日提出

現 況 調 査 報 告 書
(物件 1、2)

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 世 良 教 生

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 呉市安浦町三津口三丁目 |
| | 地 番 | 2 3 2 1 番 7 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 5 . 7 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 呉市安浦町三津口三丁目 2 3 2 1 番地 7 6 |
| | 家屋 番号 | 2 3 2 1 番 7 6 |
| | 種 類 | 居宅・店舗 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 8 2 . 7 7 平方メートル
2階 6 6 . 7 8 平方メートル |



不動産の表示	『物件目録』のとおり			
住居表示	広島県呉市安浦町三津口三丁目2番17号			
土地	物件 1			
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)			
形状	☒ 公図(法第14条第1項地図)のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者(A) ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項	本件土地は、その西側及び北側が道路(呉市道)に接面している(2321番73、2321番72の各土地は安浦町所有名義)。			
建物	物件 2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者(A) ☐ その他の者 上記の者が本建物を 店舗・住居 として、使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 〔 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述要旨等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述要旨等
■ A (所有者)	1 本件建物の1階では、私が個人で生花店を経営し、その他は、私方の物置として使用しており、本件土地を含めて、第三者に貸したりはしていません。 2 本件建物について1階のトイレは、水が止まらないので、使っていません。 本件建物の西側外壁には、芸予地震（平成13年）の際にできたクラックがあります（添付写真3、4参照）が、補修しているので、現在、雨漏り等はなく、大きな修繕が必要な箇所はありません。 3 本件土地の範囲について、近隣土地所有者との間で争いはありません。

(執行官の意見用)

執行官の意見
■ 1 本件土地及び本件建物の状況は、別紙建物図面、建物間取図（見取図）及び添付写真等のとおりであり、本件建物内の状況から、同建物には関係人の陳述に沿った占有が認められた。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7 年 1 1 月 6 日 () 12 : 05 - 12 : 15	広島法務局呉支局	公図、地積測量図、建物図面、登記事項証明書交付申請
7 年 1 1 月 6 日 () 12 : 30 - 12 : 32	呉市役所	建物課税関係調査
7 年 1 1 月 6 日 () 15 : 15 - 15 : 30	物件所在地	A と面談。占有関係調査、形状調査、写真撮影
7 年 1 2 月 2 日 () 8 : 50 - 8 : 51	当庁	A に架電。調査日時通知
7 年 1 2 月 1 2 日 () 9 : 50 - 10 : 10	物件所在地	A と面談。占有関係・間取等調査、写真撮影 (評価人同行)

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

縮小 (A3→A4)

I 2321-64
D 2321-65A 2321-67
= 990-52

(座標値種別: 図上測定)

+54470.754



+54345.754

(座標値種別: 図上測定)

地番区域見出し	2321-76
---------	---------

A 安浦町大字
B 三津口
C 安浦町大字
三津口
安浦町三津口
3丁目

請求部	所在	呉市安浦町三津口三丁目				地番	2321番76			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	III	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年11月6日

広島法務局呉支局

請求番号: 18-4

登記官

(1/1)

(5 枚目)

公用

登記年月日：昭和60年9月27日

公用

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。
令和7年11月6日 広島法務局登記部

登記官

(6 枚目)

各 階 平 面 図

1450073

家屋番号

2321番76

建物の所在

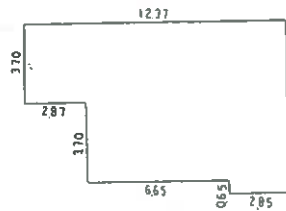
広島県安芸郡大津町大字三津口字東海岸通 2321番地76

建 物 図 面
各 階 平 面 図

三津口三丁目

S609、27.

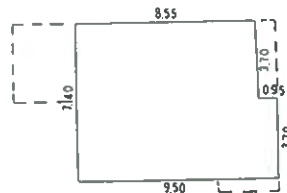
1 階



求 積 表

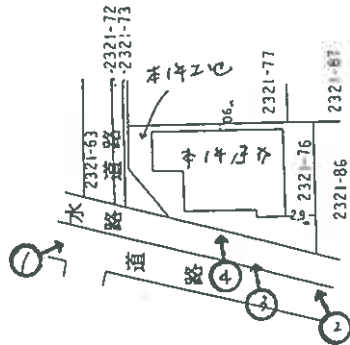
$8.70 \times 2.87 = 106.190$
 $7.40 \times 6.65 = 492.100$
 $8.05 \times 2.85 = 229.425$
計 827.715
床面積 827.7㎡

2 階



求 積 表

$7.40 \times 8.55 = 632.700$
 $3.70 \times 0.95 = 35.150$
計 667.850
床面積 667.8㎡



写真撮影位置・方向
数字は写真番号

作製者

土地家屋調査士

(昭和60年9月26日作製)

(広島県土地家屋調査士会)

尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

縮小 (A3→A4)

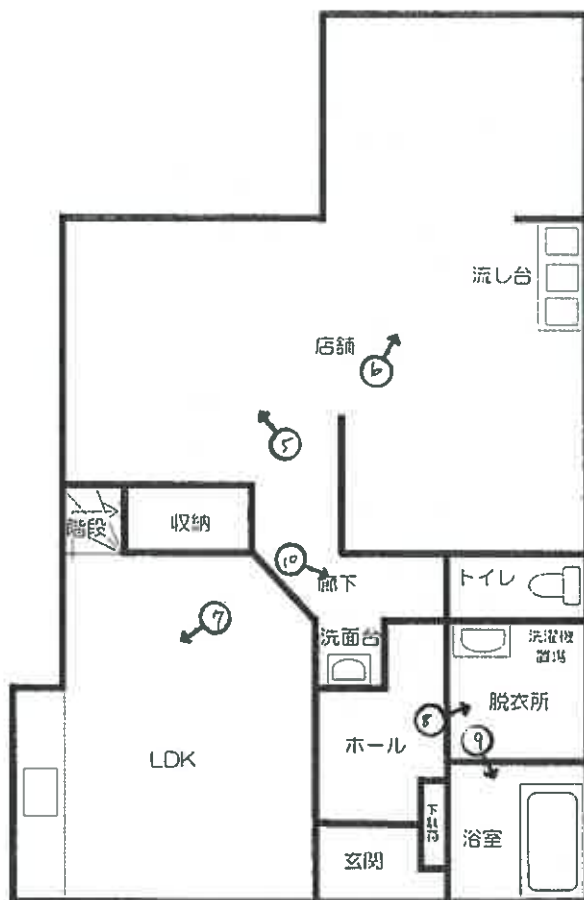
建 物 図 面

図求番号：18-6

建物間取図（見取図）

1階

物件2



2階



写真撮影位置・方向
数字は写真番号



建物床面積

1階 82.77㎡
2階 66.78㎡

延べ 149.55㎡

写真 1



写真 2



写真 3



写真4

クラック 本件建物



写真5 (本件建物 1階)



写真6 (本件建物 1階)



写真7 (本件建物 1階)



写真8 (本件建物 1階)



写真9 (本件建物 1階)



写真10 (本件建物 1階)



写真11 (本件建物 2階)



写真12 (本件建物 2階)



令和 7 年 (ケ) 第 155 号

物件 1、2

令和 7 年 12 月 12 日 現地調査

令和 7 年 12 月 17 日 評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

田原 俊一郎

印

第1 評価額

一括価格	
金 2,453,000円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 1,069,000円
物件2 (建物)	金 1,384,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 等 地 番 地 目 地 積	呉市安浦町三津口三丁目 2 3 2 1 番 7 6 宅地 165.72m ²	同左
2	所 在 等 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	呉市安浦町三津口三丁目 2 3 2 1 番地 7 6 2 3 2 1 番 7 6 居宅・店舗 木造瓦葺 2 階建 1階 82.77m ² 2階 66.78m ² 延べ 149.55m ²	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 呉線「安浦」駅の東方・直線距離約 1. 2 k m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	付近は、一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域となっている。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 第1種住居地域 60% 200% - 宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	規模 165. 72 m ²	間口 約 14 m 奥行 約 10 m 形状 ほぼ台形 接面状況 角地 その他 地勢はほぼ平坦
接面道路の状況	西側 約 6. 5 m 舗装 市道 高低差 画地が約0～0. 7m高い ※呉市役所建築指導課にて、建築基準法上の道路(法42条1項1号)である 旨の説明を受けた。なお、買受希望者自身による確認が必要である。 北側 約 4. 6 m 舗装 市道 高低差 画地が約0. 5m高い ※呉市役所建築指導課にて、建築基準法上の道路(法42条1項1号)である 旨の説明を受けた。なお、買受希望者自身による確認が必要である。	
土地の利用状況等	現状は物件2の建物が存する。 隣地は一般住宅等。 目的外建物 なし。	

供給処理施設	上水道 接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの『上水道』とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス 接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし ※ここでの『都市ガス』とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水 接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの『公共下水』とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。
特記事項	- 敷地西側は公図上、水路となっているが、現況は暗渠であり、当該水路部分を含めて市道として認定されていることを呉市役所土木総務課にて確認した。なお、買受希望者自身による確認が必要である。 - 敷地北側に存する2321番63（登記地目：公衆用道路）は個人所有であるが、市道として認定されていることを呉市役所土木総務課にて確認した。なお、買受希望者自身による確認が必要である。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：昭和 60 年 9 月 24 日 新築 経 過 年 数：約 40 年 経済的残存耐用年数：約 1 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： モルタル塗り等 内 壁： クロス張り等 天 井： クロス張り等 床： コンクリート、カーペット、畳等 設 備： 電気、給排水等 その他： 特になし。
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅・店舗 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・ 外壁にクラックあり。 ・ 床の一部が抜けている。 ・ 床、壁紙に破れ、汚れ等あり。 ・ 1階のトイレが壊れており、使用出来ない。 ・ 家財等の残置物あり。 ・ 屋根の一部が隣地に越境している。 ・ 看板等が道路に越境している。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	24,000	0.97	165.72	0.80	1	3,086,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員約6m舗装市道に略等高接面する地積約180㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格（呉-6） 隔年調査地

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
23,500	$\frac{95}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{93}$	24,000

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 必要なし。

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

形状	0.95
角地	1.02
相乗積	0.97

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況延床面積 (m ²) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	180,000	149.55	0.03	1	808,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
40 年	1 年	41 年

残価率	観察減価
5 %	60 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数}) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.03$$

エ 持 分：共有持分 (完全所有権の場合は 1 と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	3,086,000	0.45 法定地上権	1,389,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 45 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	3,086,000	- 1,389,000		0.90	0.70	1,069,000
2	808,000	+ 1,389,000	1.00	0.90	0.70	1,384,000
一括価格 (合計)						2,453,000

ウ 占有減価修正： 必要なし。

エ 市場性修正： 屋根の一部が隣地に越境している。▲5%
看板等が道路に越境している。▲5%

オ 競売市場修正： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（呉-6） 隔年調査地

所 在 : 呉市安浦町三津口3丁目1276番1外「安浦町三津口3-13-8」
価 格 : 23,500円/㎡
位 置 : JR呉線「安浦」駅 東方 道路距離 約 1.6kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 289㎡
供給処理施設 : 水道・下水
接 面 街 路 : 南西側3.2m市道
用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域 第1種住居地域 (建蔽率 60%、容積率 200%)
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が多い閑静な住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 2,982,131 円 (1㎡当たり 17,995 円)、 課税地積 165.72 ㎡
物件2 2,224,257 円 (1㎡当たり 14,873 円)、 課税床面積 149.55 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（呉市「白図」縮尺 1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 5 建物間取図（見取図）

以 上

受命物件の位置図（呉市「白図」）





地番区域見出し
安浦町三津口
2丁目
安浦町三津口
3丁目
A 安浦町三津口
B 安浦町三津口
C 安浦町三津口

請求部	所 在		呉市安浦町三津口三丁目				地 番	2321番76			
出 籍	力 尺	1/500	精 度 区 分	甲三	座標系 番号文 は記号	Ⅲ	分 類	地図(法第14条第1項)		種 類	地籍図
作 成 年 月 日						備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
(広島法務局呉支局管轄)

令和7年10月6日
広島法務局

地図整理番号: M06146

登記官

(1/1)

A4サイズに縮小

登記年月日：昭和60年1月25日

1449077

前 2321-173 2321-72
地番 2321-6
2321-131
後新土地所在地
地積測量図 1/12

土地の所在
豊田郡安濃町大字三津口字東海岸通 三津口三丁目

全体図 S60.1.25



境界線 ①-石積 ②-ブラスチック板 ③-コンクリート板 ④-金網 ⑤-土塀 ⑥-土塀 ⑦-土塀 ⑧-土塀 ⑨-土塀 ⑩-土塀

作製者

昭和60年1月23日作成

申請人

縮尺 1/1000

地図整理番号：N06147

(1/12)

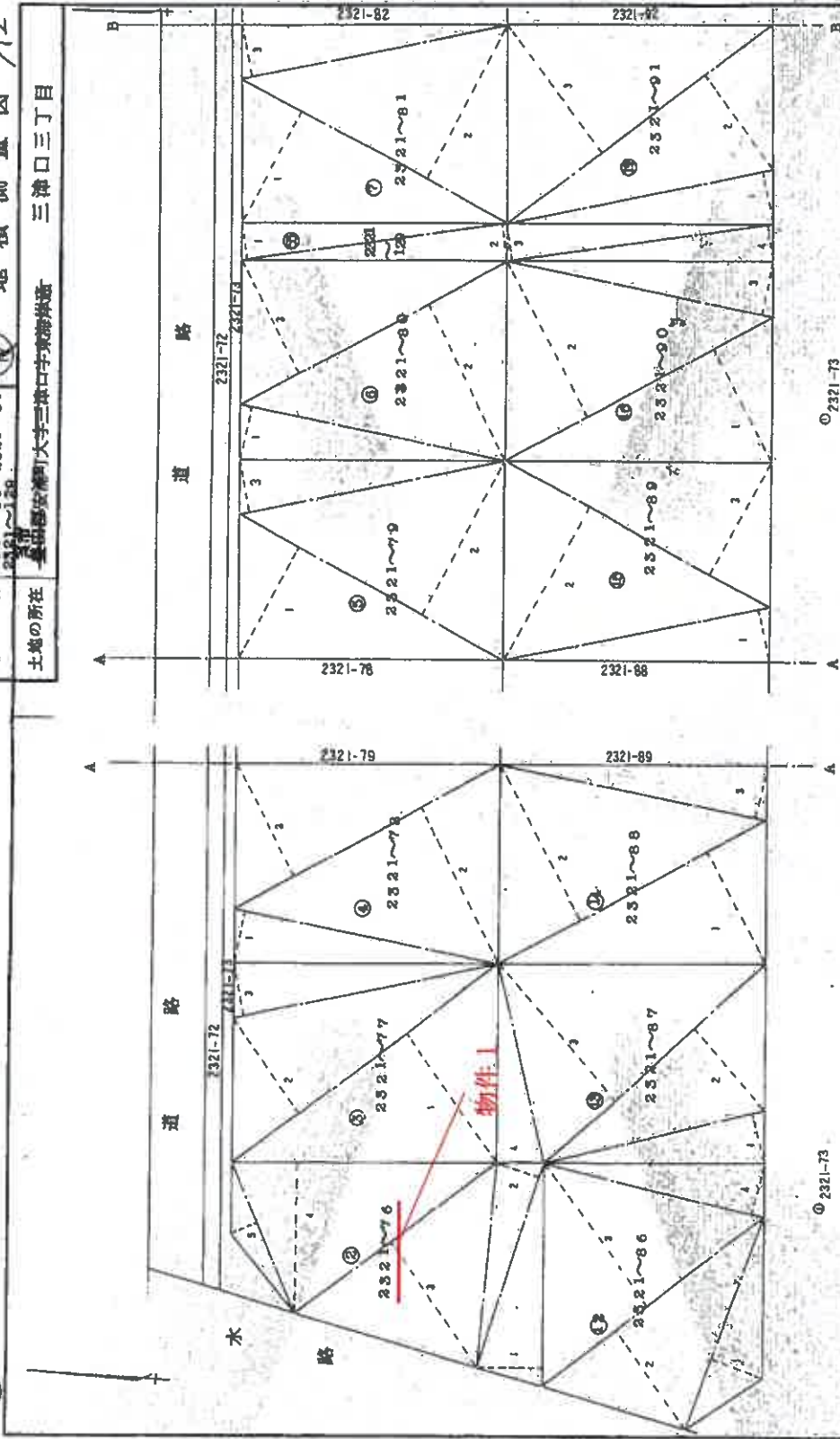
A4サイズに縮小

登記年月日：昭和60年1月25日

1449078

地番	2321-76~2321-81 2321-86~2321-91 2321-96
土地の所在	三神口大字三神口字東海岸地 三神口三丁目

土地所在図 2/12
土地積測量図



2321-100	2321-103	2321-104	2321-105	2321-106	2321-107	2321-110	2321-117
2321-130							
2321-173							
2321-76							
2321-78							
2321-79							
2321-80							
2321-81							
2321-82							
2321-83							
2321-84							
2321-85							
2321-86							
2321-87							
2321-88							
2321-89							
2321-90							
2321-91							
2321-92							
2321-93							
2321-94							
2321-95							
2321-96							
2321-97							
2321-98							
2321-99							
2321-100							
2321-101							
2321-102							
2321-103							
2321-104							
2321-105							
2321-106							
2321-107							
2321-108							
2321-109							
2321-110							
2321-111							
2321-112							
2321-113							
2321-114							
2321-115							
2321-116							
2321-117							
2321-118							
2321-119							
2321-120							
2321-121							
2321-122							
2321-123							
2321-124							
2321-125							
2321-126							
2321-127							
2321-128							
2321-129							
2321-130							
2321-131							
2321-132							
2321-133							
2321-134							
2321-135							
2321-136							
2321-137							
2321-138							
2321-139							
2321-140							
2321-141							
2321-142							
2321-143							
2321-144							
2321-145							
2321-146							
2321-147							
2321-148							
2321-149							
2321-150							
2321-151							
2321-152							
2321-153							
2321-154							
2321-155							
2321-156							
2321-157							
2321-158							
2321-159							
2321-160							
2321-161							
2321-162							
2321-163							
2321-164							
2321-165							
2321-166							
2321-167							
2321-168							
2321-169							
2321-170							
2321-171							
2321-172							
2321-173							
2321-174							
2321-175							
2321-176							
2321-177							
2321-178							
2321-179							
2321-180							
2321-181							
2321-182							
2321-183							
2321-184							
2321-185							
2321-186							
2321-187							
2321-188							
2321-189							
2321-190							
2321-191							
2321-192							
2321-193							
2321-194							
2321-195							
2321-196							
2321-197							
2321-198							
2321-199							
2321-200							
2321-201							
2321-202							
2321-203							
2321-204							
2321-205							
2321-206							
2321-207							
2321-208							
2321-209							
2321-210							
2321-211							
2321-212							
2321-213							
2321-214							
2321-215							
2321-216							
2321-217							
2321-218							
2321-219							
2321-220							
2321-221							
2321-222							
2321-223							
2321-224							
2321-225							
2321-226							
2321-227							
2321-228							
2321-229							
2321-230							
2321-231							
2321-232							
2321-233							
2321-234							
2321-235							
2321-236							
2321-237							
2321-238							
2321-239							
2321-240							
2321-241							
2321-242							
2321-243							
2321-244							
2321-245							
2321-246							
2321-247							
2321-248							
2321-249							
2321-250							

縮尺 1/250

申請人

作製者

地図整理番号：M06147

(2/12)

A4サイズに縮小

登記年月日：昭和60年1月25日

1449079

3/12

土地所在図 3/12

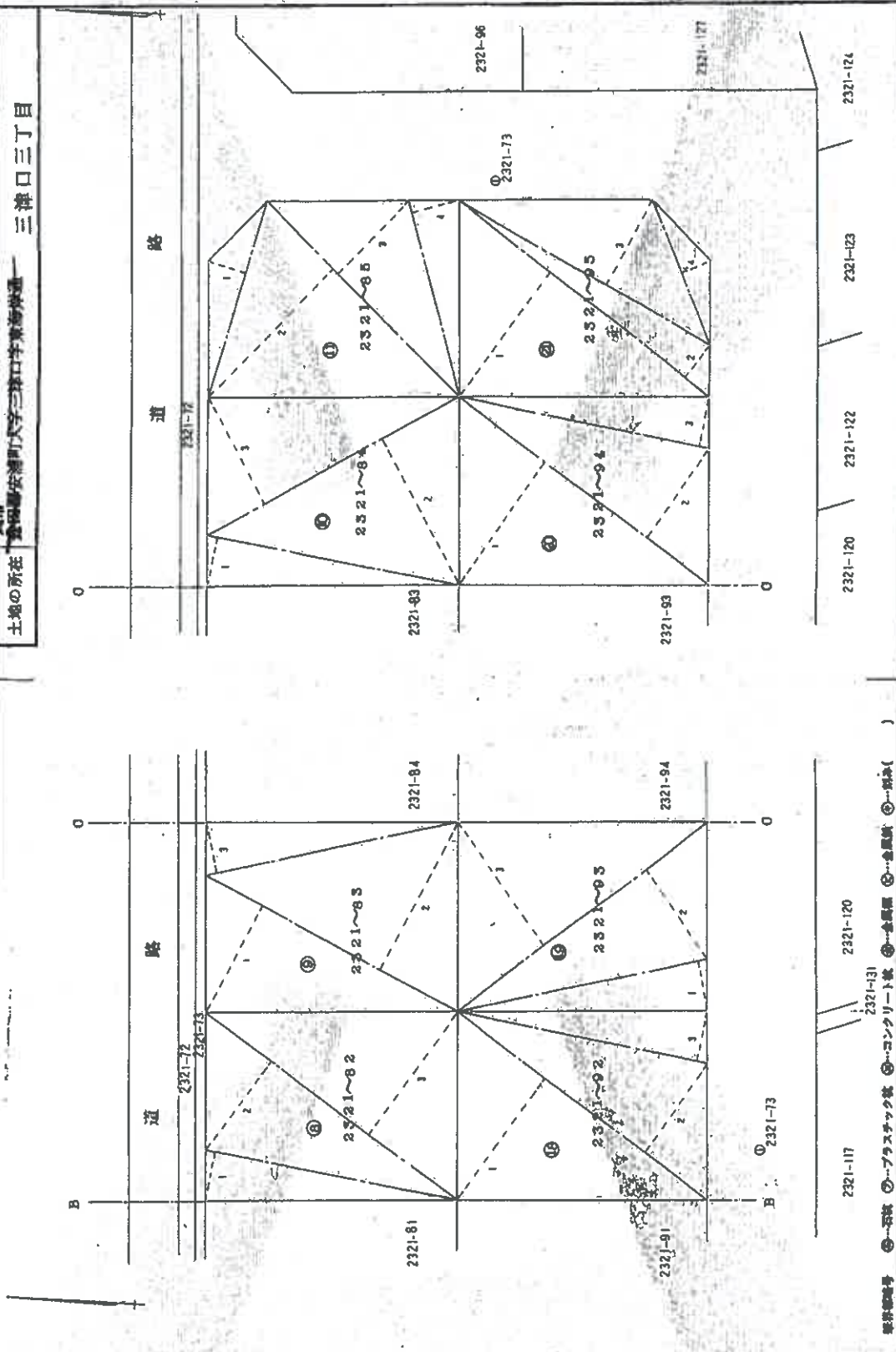


地番 2321-82~2321-83
2321-82~2321-83

土地の所在 三井物産株式会社 三井物産株式会社 三井物産株式会社

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(広島法務局 文庫部)
昭和7年10月6日 広島法務局

登記官



地番 2321-117 2321-120 2321-131
2321-81 2321-82 2321-83 2321-84 2321-91 2321-92 2321-93 2321-94 2321-95 2321-96 2321-121 2321-122 2321-123 2321-124 2321-125 2321-126 2321-127 2321-128 2321-129 2321-130 2321-131 2321-132 2321-133 2321-134 2321-135 2321-136 2321-137 2321-138 2321-139 2321-140 2321-141 2321-142 2321-143 2321-144 2321-145 2321-146 2321-147 2321-148 2321-149 2321-150 2321-151 2321-152 2321-153 2321-154 2321-155 2321-156 2321-157 2321-158 2321-159 2321-160 2321-161 2321-162 2321-163 2321-164 2321-165 2321-166 2321-167 2321-168 2321-169 2321-170 2321-171 2321-172 2321-173 2321-174 2321-175 2321-176 2321-177 2321-178 2321-179 2321-180 2321-181 2321-182 2321-183 2321-184 2321-185 2321-186 2321-187 2321-188 2321-189 2321-190 2321-191 2321-192 2321-193 2321-194 2321-195 2321-196 2321-197 2321-198 2321-199 2321-200

製作者

申請人

縮尺 1/250

A4サイズに縮小

地図整理番号：M06147

(3/12)

地 積 測 量 図 写 し

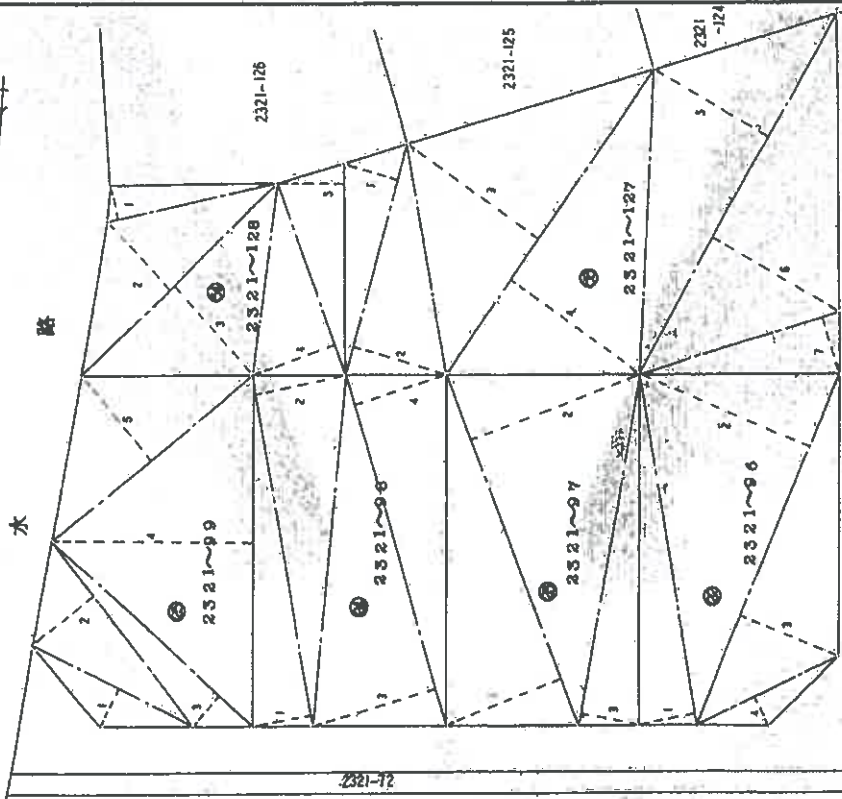
登記年月日：昭和60年1月25日

1449080

土地所在図
土地積測量図 4/12



地 番	2321-96~2321-99 2321-127 2321-128
土地の所在	広島県安芸郡大田町三津口三丁目



図面番号 ①-図面 ②-図面 ③-図面 ④-図面 ⑤-図面 ⑥-図面 ⑦-図面 ⑧-図面 ⑨-図面 ⑩-図面 ⑪-図面 ⑫-図面 ⑬-図面 ⑭-図面 ⑮-図面 ⑯-図面 ⑰-図面 ⑱-図面 ⑲-図面 ⑳-図面 ㉑-図面 ㉒-図面 ㉓-図面 ㉔-図面 ㉕-図面 ㉖-図面 ㉗-図面 ㉘-図面 ㉙-図面 ㉚-図面 ㉛-図面 ㉜-図面 ㉝-図面 ㉞-図面 ㉟-図面 ㊱-図面 ㊲-図面 ㊳-図面 ㊴-図面 ㊵-図面 ㊶-図面 ㊷-図面 ㊸-図面 ㊹-図面 ㊺-図面 ㊻-図面 ㊼-図面 ㊽-図面 ㊾-図面 ㊿-図面

作製者

申請人

2321-85 2321-85 2321-85

縮尺 1/250

地図整理番号：M06147

(4/12)

A4サイズに縮小

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(広島法務局長官印)

令和7年10月6日 広島法務局

登記官

登記年月日 昭和60年1月25日

1449081

6/12

土地所在図 5/12



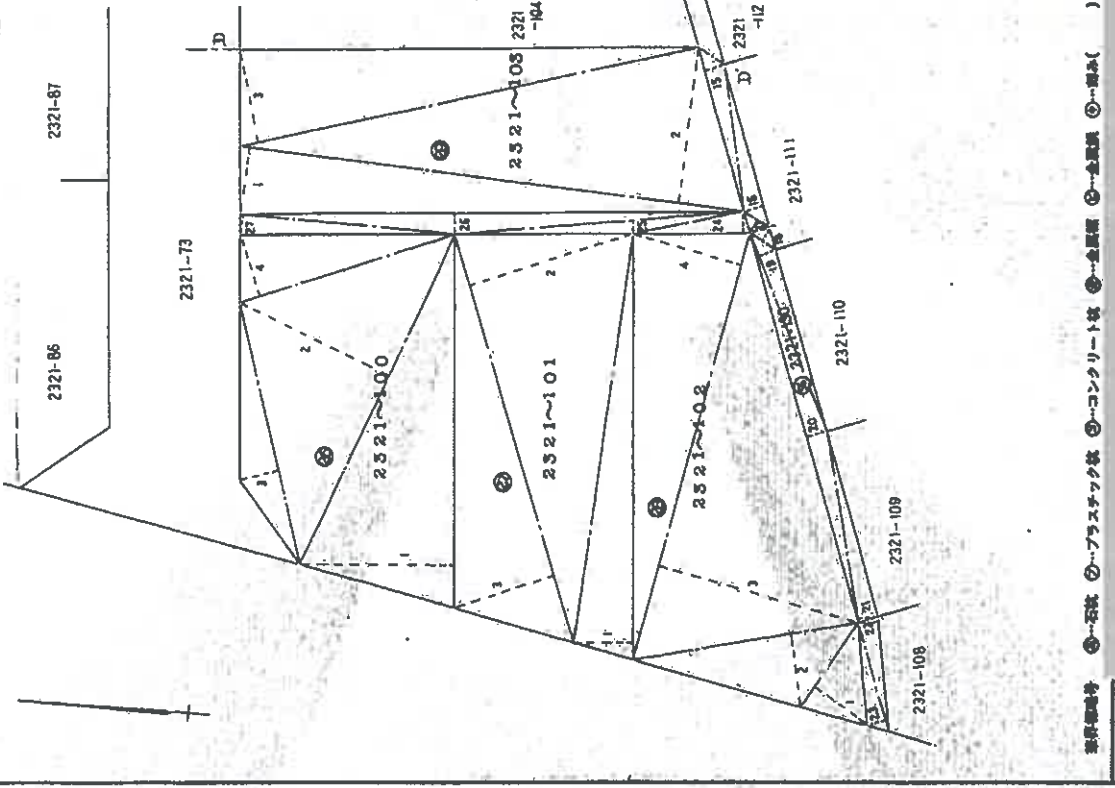
2321-100~2321-106
2321-112~2321-114
2321-130

地番

土地の所在 三津口手前地帯

三津口三丁目

2321-87 2321-88 2321-89 2321-90



図面備考 ①-石杭 ②-コンクリート杭 ③-金目杭 ④-金目杭 ⑤-金目杭 ⑥-金目杭 ⑦-金目杭 ⑧-金目杭 ⑨-金目杭 ⑩-金目杭 ⑪-金目杭 ⑫-金目杭 ⑬-金目杭 ⑭-金目杭 ⑮-金目杭 ⑯-金目杭 ⑰-金目杭 ⑱-金目杭 ⑲-金目杭 ⑳-金目杭 ㉑-金目杭 ㉒-金目杭 ㉓-金目杭 ㉔-金目杭 ㉕-金目杭 ㉖-金目杭 ㉗-金目杭 ㉘-金目杭 ㉙-金目杭 ㉚-金目杭 ㉛-金目杭 ㉜-金目杭 ㉝-金目杭 ㉞-金目杭 ㉟-金目杭 ㊱-金目杭 ㊲-金目杭 ㊳-金目杭 ㊴-金目杭 ㊵-金目杭 ㊶-金目杭 ㊷-金目杭 ㊸-金目杭 ㊹-金目杭 ㊺-金目杭 ㊻-金目杭 ㊼-金目杭 ㊽-金目杭 ㊾-金目杭 ㊿-金目杭

作製者

申請人

縮尺 1/250

(広島県土地家屋調査士会館)

地図整理番号: M06147 (5/12)

A4サイズに縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(広島法務局長官署)
昭和7年10月6日 広島法務局

登記官

登記年月日：昭和60年1月25日

1449082

土地所在図
土地積測量図 6/12

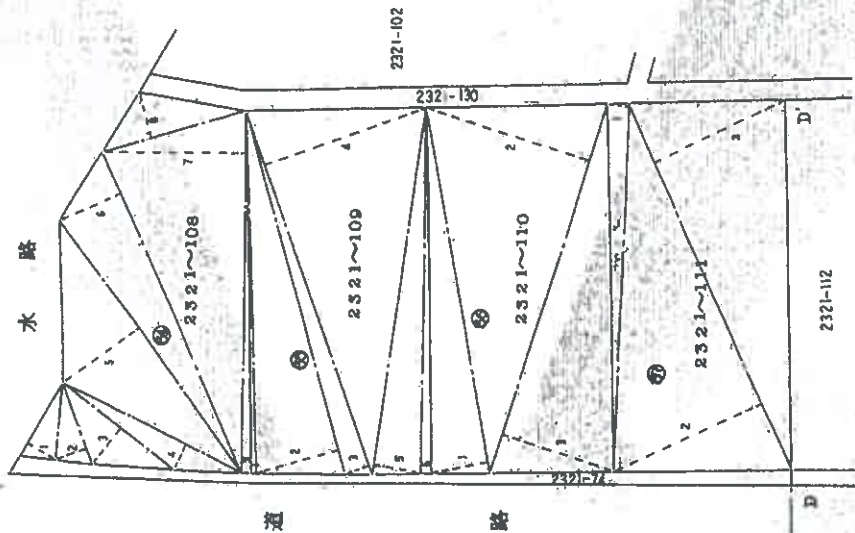


2321-103 ~ 2321-111

三津口三丁目

地 番

土地の所在



図面番号 ①-石 ②-コンクリート ③-コンクリート ④-コンクリート ⑤-コンクリート ⑥-コンクリート ⑦-コンクリート ⑧-コンクリート ⑨-コンクリート ⑩-コンクリート

作製者

申請人

縮尺 1/250

(広島県土地家屋調査士会館)

地図管理番号：W06147

(6/12)

A4サイズに縮小

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(広島県土地家屋調査士会館)

令和7年10月6日

広島県庁

登記官

地 積 測 量 図 写 し

A4サイズに縮小

登記年月日：昭和60年1月25日

1449083

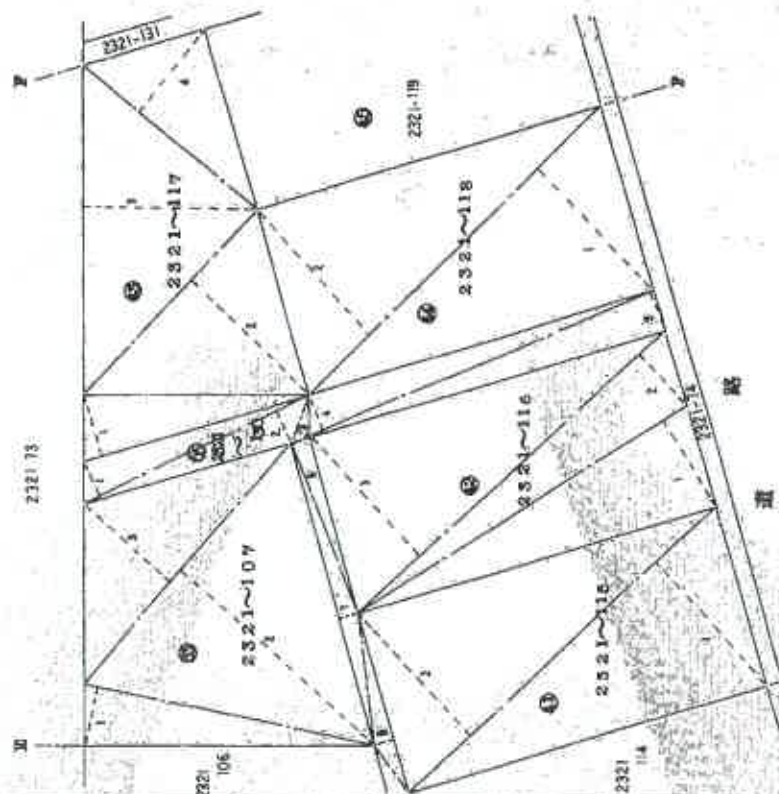
土地所在図 7/12
土地積測量図

地 番 2321-107
2321-115~2321-122
2321-180

土地の所在 広島県安芸郡大田町大字三津口字東海岸通

三津口三丁目

2321-80 2321-90 2321-91 2321-92 2321-93



図面記載事項 ①-④ 測量員 ⑤-⑧ 測量員 ⑨-⑫ 測量員 ⑬-⑯ 測量員 ⑰-⑱ 測量員 ⑲-㉑ 測量員 ㉒-㉔ 測量員 ㉕-㉗ 測量員 ㉘-㉚ 測量員 ㉛-㉝ 測量員 ㉞-㉠ 測量員 ㉡-㉣ 測量員 ㉤-㉦ 測量員 ㉧-㉩ 測量員 ㉪-㉬ 測量員 ㉭-㉯ 測量員 ㉰-㉲ 測量員 ㉳-㉵ 測量員 ㉶-㉸ 測量員 ㉹-㉺ 測量員 ㉻-㉽ 測量員 ㉾-㊱ 測量員 ㊲-㊴ 測量員 ㊵-㊷ 測量員 ㊸-㊺ 測量員 ㊻-㊽ 測量員 ㊾-㊿ 測量員

作 製 者

申 請 人

縮尺 1/250

これは図面に記載されている内容を証明した測量図である。
(広島県測量所所長印)
令和7年10月6日 広島県測量所

測量士

地図製図番号：W06147

(7/12)

土地所在図
地積測量図 9/12

地 番 2321~76ないし
2321~95

土地の所在 三津口三丁目

求 理 要

1449085

登記年月日：昭和60年1月25日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

和 平 法 務 局 支 店 第 二 課
7 年 10 月 6 日 広 島 法 務 局

登記官

地図整理番号：W05147

(9/12)

② 2321~76	② 2321~81	② 2321~82	② 2321~83	② 2321~84	② 2321~85
1 1226X364= 446264 2 1190X248= 292640 3 1405X245= 343225 4 1500X330= 495000 5 307X158= 48506 計 3314455 一除 16572175㎡ 二除 16572㎡	1 1701X706= 1200906 2 1701X970= 1649970 3 1529X294= 449526 計 3300402 一除 1650201㎡ 二除 16502㎡	1 1530X295= 451350 2 1861X644= 1198484 3 1861X887= 1650707 計 3300541 一除 16502705㎡ 二除 16502㎡	1 1700X706= 1198500 2 1700X971= 1650700 3 1530X295= 451350 計 3300550 一除 1650275㎡ 二除 16502㎡	1 1530X294= 449820 2 1700X971= 1650700 3 1700X706= 1200200 計 3300720 一除 1650360㎡ 二除 16503㎡	1 1195X232= 276776 2 1622X1056= 1712832 3 1622X559= 9071578 4 1179X289= 340731 計 3301917 一除 16509585㎡ 二除 16509㎡
② 2321~77	② 2321~86	② 2321~87	② 2321~88	② 2321~89	② 2321~90
1 1860X887= 1649820 2 1860X644= 1197840 3 1530X296= 452880 計 3300540 一除 1650270㎡ 二除 16502㎡	1 1233X303= 373599 2 1348X372= 501456 3 1348X882= 1201336 4 1278X290= 369750 計 3303741 一除 16518705㎡ 二除 16518㎡	1 1274X292= 372008 2 1654X598= 980288 3 1654X397= 6561032 4 1129X254= 286766 計 3300094 一除 1650047㎡ 二除 16500㎡	1 1700X707= 1201900 2 1700X971= 1650700 3 1529X293= 447997 計 3300597 一除 16502985㎡ 二除 16502㎡	1 1530X295= 451350 2 1700X971= 1650700 3 1700X705= 1198500 計 3300550 一除 1650275㎡ 二除 16502㎡	1 1700X706= 1200200 2 1700X970= 1649000 3 1529X295= 451055 計 3300255 一除 16501275㎡ 二除 16501㎡
② 2321~78	② 2321~91	② 2321~92	② 2321~93	② 2321~94	② 2321~95
1 1530X294= 449820 2 1700X971= 1650700 3 1700X706= 1200200 計 3300720 一除 1650360㎡ 二除 16503㎡	1 1528X296= 452288 2 1859X644= 1199053 3 1859X887= 1648933 計 3300276 一除 1650138㎡ 二除 16501㎡	1 1860X887= 1649820 2 1860X644= 1197840 3 1529X296= 452584 計 3300244 一除 1650122㎡ 二除 16501㎡	1 1529X294= 449526 2 1860X644= 1201560 3 1860X887= 1649820 計 3300906 一除 1650453㎡ 二除 16504㎡	1 1860X887= 1649820 2 1860X644= 1197840 3 1529X296= 452584 計 3300244 一除 1650122㎡ 二除 16501㎡	1 1864X809= 1712556 2 1864X258= 448392 3 1720X562= 966640 4 313X190= 173470 計 3301058 一除 1650529 二除 16505㎡

申請人

作製者

縮尺 1/

A4サイズに縮小

登記年月日：昭和60年1月25日

1449086

土地所在図
土地積測量図 10/12

地 番 2521~96ないし
2521~112

求 積 要

土地の所在 三津口三丁目

② 2521~96	② 2521~100	② 2521~105	② 2521~109
1 1743×296=515928 2 1842×303=1724224 3 1842×303=1724224 4 1743×296=515928 計 3326462 一除 1663231㎡ 二除 1663231㎡ 地積 1663231㎡	1 1788×743=1328484 2 1746×810=1414260 3 1295×198=256410 4 1094×306=334764 計 3333918 一除 1666959㎡ 二除 1666959㎡ 地積 1666959㎡	1 2003×888=1778664 2 1874×433=811442 3 1914×125=239250 4 1914×125=239250 5 1840×251=461840 6 1817×302=54884 計 3313506 一除 1656753㎡ 二除 1656753㎡ 地積 1656753㎡	1 1801×24=43224 2 1874×433=811442 3 1914×125=239250 4 1914×125=239250 5 1840×251=461840 6 1817×302=54884 計 3313506 一除 1656753㎡ 二除 1656753㎡ 地積 1656753㎡
② 2521~97	② 2521~101	② 2521~106	② 2521~110
1 1842×623=1147566 2 1842×623=1147566 3 1743×296=515928 計 3326462 一除 1663231㎡ 二除 1663231㎡ 地積 1663231㎡	1 2034×286=581724 2 2039×836=1702568 3 2039×836=1702568 計 3334374 一除 1667187㎡ 二除 1667187㎡ 地積 1667187㎡	1 1773×295=523035 2 1773×295=523035 3 1685×660=1072500 計 3324210 一除 1662105㎡ 二除 1662105㎡ 地積 1662105㎡	1 1845×289=533205 2 1822×362=661664 3 1822×362=661664 計 3314339 一除 1657169㎡ 二除 1657169㎡ 地積 1657169㎡
② 2521~98	② 2521~102	② 2521~107	② 2521~111
1 1742×296=515632 2 1742×296=515632 3 1790×640=1145600 4 1790×488=873520 計 3323878 一除 1661939㎡ 二除 1661939㎡ 地積 1661939㎡	1 492×320=157440 2 1119×350=391650 3 2113×1020=2155260 4 2113×551=1164263 計 3868613 一除 1934306㎡ 二除 1934306㎡ 地積 1934306㎡	1 1477×293=432761 2 1555×128=2002840 3 1585×676=885680 計 3331281 一除 1665640㎡ 二除 1665640㎡ 地積 1665640㎡	1 1830×114=208620 2 1899×528=1001172 3 1899×528=1001172 計 3317068 一除 1658534㎡ 二除 1658534㎡ 地積 1658534㎡
② 2521~99	② 2521~103	② 2521~108	② 2521~112
1 893×210=187530 2 1146×185=211910 3 1361×201=273561 4 1716×104=178464 5 1290×543=700470 計 3322621 一除 1661310㎡ 二除 1661310㎡ 地積 1661310㎡	1 2483×318=789594 2 2483×737=1829971 3 2285×442=1009970 計 3629535 一除 1814767㎡ 二除 1814767㎡ 地積 1814767㎡	1 429×165=70785 2 434×162=70308 3 709×252=176668 4 1017×142=144414 5 1561×458=714938 6 1751×336=588336 7 1797×786=1394622 8 754×236=177944 9 1799×343=617067 計 3312697 一除 1656348㎡ 二除 1656348㎡ 地積 1656348㎡	1 1516×176=266816 2 2049×650=1331850 3 2049×650=1331850 計 3316436 一除 1658218㎡ 二除 1658218㎡ 地積 1658218㎡

図面番号 ①-⑤ ⑥-⑩ ⑪-⑭ ⑮-⑰ ⑱-⑲ ⑳-㉔ ㉕-㉗ ㉘-㉚ ㉛-㉝ ㉞-㉟ ㊱-㊳ ㊴-㊶ ㊷-㊹ ㊺-㊼ ㊽-㊿

作製者

申請人

縮尺 1/

これは図面に記載されている内容と証明した書面である。

(広島法務局長官の署名)

令和7年10月6日 広島法務局

登記官

登記年月日：昭和60年1月25日

1449087

土地所在図
地積測量図 1/12

地積測量図 11/12

地番 2321~115なし
2321~128

三津口三丁目

土地の所在 豊田郡安濃町大字三津口宇東海岸通

求積表

① 2321~113	1 2050×809=1658460 2 2050×810=1660500 計 3318960 一除 地積 1659475㎡ 二除 地積 16594㎡	⑤ 2321~117	1 1161×317=368037 2 1231×305=375455 3 1398×358=1371084 4 1117×318=355366 計 3308682 一除 地積 1654341㎡ 二除 地積 16543㎡	② 2321~118	1 2013×821=1652673 2 2013×823=1656699 計 3309372 一除 地積 1654686㎡ 二除 地積 16546㎡	③ 2321~119	1 1786×826=1653856 2 1177×371=672067 3 1407×371=521997 4 1146×401=459546 計 3307446 一除 地積 1653733㎡ 二除 地積 16537㎡	④ 2321~120	1 1323×320=423360 2 1735×889=1542415 3 1735×775=1344625 計 3310000 一除 地積 1655200㎡ 二除 地積 16553㎡	⑥ 2321~121	1 1066×098=104468 2 1803×351=1581395 3 1803×343=1642289 4 1053×026=27378 計 3355528 一除 地積 1677764㎡ 二除 地積 16777㎡	⑦ 2321~122	1 954×597=569998 2 1120×242=271040 3 1226×503=968275 4 1225×809=1557325 計 3356658 一除 地積 1678319㎡ 二除 地積 16783㎡	⑧ 2321~123	1 1691×300=507300 2 1777×361=1707697 3 1777×612=1087524 4 1377×022=30294 計 3332815 一除 地積 1664075㎡ 二除 地積 1664㎡	⑨ 2321~124	1 1376×339=466464 2 1816×669=1214904 3 1816×809=1480744 計 3332112 一除 地積 166056㎡ 二除 地積 1660㎡	⑩ 2321~125	1 1825×213=1666225 2 1825×481=877825 3 1420×656=788100 計 3332150 一除 地積 1666075㎡ 二除 地積 16660㎡	⑪ 2321~126	1 1381×487=672547 2 1381×304=419824 3 1258×349=439032 4 1258×749=945214 5 838×192=160896 6 1179×280=331200 7 951×354=336654 計 3330287 一除 地積 16651455㎡ 二除 地積 16651㎡	⑫ 2321~127	1 1165×279=325035 2 1165×489=569685 3 1822×306=1472176 4 1822×788=1435736 5 2014×660=1329240 6 2014×720=1450080 7 1046×287=682154 計 5441077㎡ 一除 地積 344107㎡ 二除 地積 34410㎡	⑬ 2321~128	1 682×169=115058 2 1359×456=619704 3 1359×394=807243 4 991×435=429103 5 1070×337=367110 計 2352221 一除 地積 11761105㎡ 二除 地積 11761㎡
------------	---	------------	--	------------	---	------------	--	------------	--	------------	--	------------	---	------------	---	------------	--	------------	---	------------	---	------------	--	------------	---

計算単位 ①-⑬ ①-⑬ プラスチック製 ⑤-⑬ コンクリート製 ⑥-⑬ 金属製 ⑥-⑬ 木材 ()

地積測量図 ①-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲-⑳-㉑-㉒-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝-㉞-㉟-㊱-㊲-㊳-㊴-㊵-㊶-㊷-㊸-㊹-㊺-㊻-㊼-㊽-㊾-㊿

申請人

作製者

縮尺 1/

地図整理番号：M06147

(1/12)

A4サイズに縮小

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(広島法務局印)

令和7年10月6日

広島法務局

登記官

地 積 測 量 図 写 し

登記年月日：昭和60年1月25日

1449088

土地所在図
土地積測量図 12/12

地 番 2321~129 ないし
2321~131

土地の所在 三浦市三浦大字三浦口字東海通 三浦口三丁目

⑤ 2321~129	求 積	⑥ 2321~131	求 積
1 1514×199=	301286	1 925×099=	61875
2 1514×198=	299772	2 1325×099=	130977
3 1515×198=	299574	3 752×097=	71004
4 1515×197=	298061	計	263856
計	1188693	二 除	131928㎡
二 除	599346㎡	地 積	1319㎡
地 積	5993㎡		

⑦ 2321~130	⑧ 求 積
1 1235×198=	242180
2 1235×172=	212420
3 1235×078=	19734
4 1251×192=	239392
5 1251×200=	250200
6 206×098=	20188
7 1533×099=	151767
8 201×099=	199199
9 1084×099=	107316
10 200×098=	19600
11 224×098=	21992
12 252×098=	24696
13 202×098=	19792
14 791×098=	77518
15 140×075=	10500
16 1026×067=	68922
17 1842×099=	182258
18 254×097=	24638
19 540×090=	48600
20 572×100=	57200
21 1419×061=	86559
22 2622×099=	260538
23 1051×098=	102998
計	3209595
二 除	16047975㎡
地 積	16047㎡

製図者

作製者

申請人

縮尺 1/

これは図面に記号されている内容を説明した書面である。

(広島法務局支庁支局)

昭和7年10月6日

広島法務局

登記簿

地図管理番号：N06147

(12/12)

(広島県工業地産課(三浦市支局))

A4サイズに縮小

建物図面・各階平面図写し

登記年月日：昭和60年9月27日

1450073

各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号 2321番76

建物の所在 愛知県豊田市長瀬町大字三津口字東瀬76

三津口三丁目

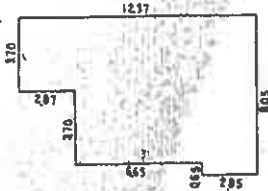
S60、9、27.

1 階

物件2

求積表

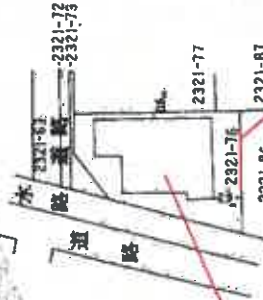
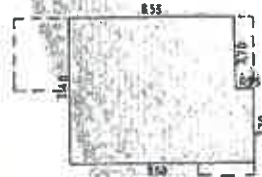
$870 \times 287 = 106190$
 $740 \times 665 = 492100$
 $605 \times 285 = 229425$
 計 827715
 床面積 8277㎡



2 階

求積表

$240 \times 855 = 205200$
 $370 \times 095 = 35160$
 計 667860
 床面積 6678㎡



作製者

1/250

申請人

縮尺 1/500

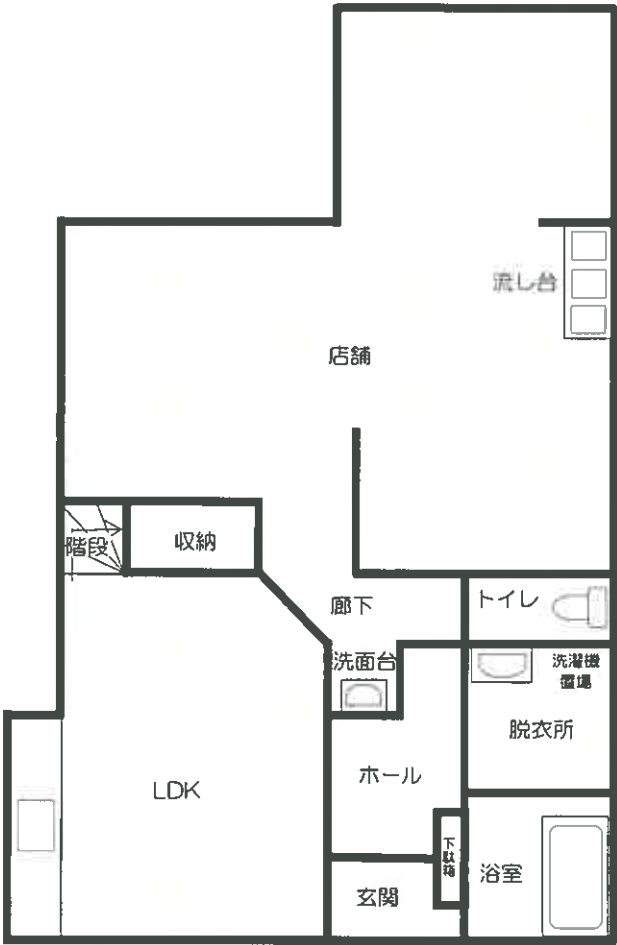
(広島県土木建築調査工務所)

地図整理番号：M06148

A4サイズに縮小

1階

物件2



2階



建物床面積	
1階	82.77㎡
2階	66.78㎡
延べ	149.55㎡